

条例の概要

－ 小豆島町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例 －

○ 目的

障害を理由とする差別の解消のための取組に係る施策を総合的に推進



全ての町民が障害の有無にかかわらず共に安心して暮らせる地域社会の実現

○ 取組の基本理念

- ・ 全ての町民の尊厳が尊重され、障害のある人がその尊厳にふさわしい生活が保障される。
- ・ 町、町民、事業者その他関係機関がそれぞれの役割を果たす。
- ・ 全ての町民の障害等に対する理解を深める。
- ・ 全ての障害のある人への配慮による社会参加と町民及び事業者の相互協力がなされる。

○ 責務・役割

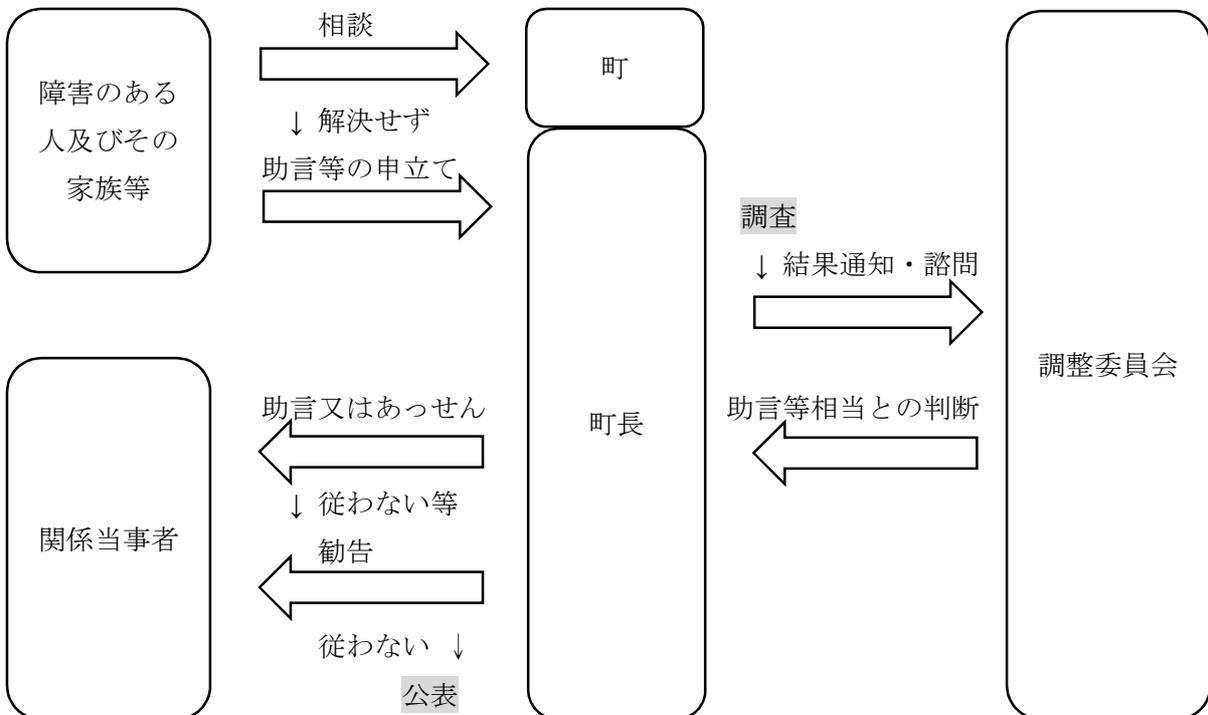
町（責務）

町民等の理解促進、施策の実施
環境整備、事業者に対する施策への協力及び主体的取組の促進
障害のある人とない人の相互理解の促進、普及啓発等

町民及び事業者（役割）

障害等に対する理解を深め、施策への協力
障害のある人等が支援を得やすい地域社会づくり

○ 紛争解決の流れ



○ 組織

小豆島町障害者差別に関する調整委員会 委員5人以内

障害を理由とする差別に関する事案解決のための助言等を行うことの適否についての審議

施行日 平成31年4月1日